

大阪市規則第82号

大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則（平成19年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
種別	金額	種別	金額
宿泊室冷房設備	1人1泊につき 100円	冷房設備	1人1泊につき 100円
体育館冷暖房設備	1時間までごとに 1,000円		

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。